

- 1 国会で定められた法律に基づいて、実際に国政を運営する機関を何という？
① 国会 ② 内閣府 ③ 裁判所 ④ 内閣 ☐ ☐
- 2 国会の指名に基づき、内閣総理大臣を任命する権限を持つ存在は誰？
① 衆議院議長 ② 天皇 ③ 最高裁判所長官 ④ 内閣総理大臣 ☐ ☐
- 3 裁判員制度において、裁判員が裁判官と共に決定する、被告人が罪を犯したかどうかに関する判断を何という？
① 証拠の採否 ② 有罪・無罪の判断 ③ 保釈の決定 ④ 量刑の決定 ☐ ☐
- 4 通常国会において、最優先で行われる新年度の収入と支出に関する審議・議決の対象を何というか？
① 法律案 ② 予算 ③ 条約 ④ 決算 ☐ ☐
- 5 最高裁判所以外の下級裁判所の裁判官を、名簿に基づいて任命する行政機関はどこ？
① 会計検査院 ② 国会 ③ 内閣 ④ 最高裁判所 ☐ ☐
- 6 審議が予定通り終わらない場合、通常国会において一度だけ認められている措置を何というか？
① 緊急集会 ② 参議院の閉会 ③ 会期の延長 ④ 臨時召集 ☐ ☐
- 7 国会議員の中から選ばれ、内閣を組織する責任者を何という？
① 政党党首 ② 国務大臣 ③ 内閣官房長官 ④ 内閣総理大臣 ☐ ☐
- 8 日本の国会のように、衆議院と参議院という二つの議院によって構成される制度を何という？
① 大統領制 ② 二院制 ③ 議院内閣制 ④ 一院制 ☐ ☐
- 9 重大な刑事事件を扱い、裁判員制度が適用される裁判所を何という？
① 高等裁判所 ② 簡易裁判所 ③ 家庭裁判所 ④ 地方裁判所 ☐ ☐
- 10 内閣総理大臣が内閣の活動をまとめ、方針を決定するために主宰する会議を何という？
① 閣議 ② 国会審議 ③ 公聴会 ④ 両院協議会 ☐ ☐
- 11 最高裁判所の裁判官が職務にふさわしいかどうか、衆議院議員総選挙の際に行われる国民による直接審査を何という？
① 国民投票 ② 解職請求 ③ 公聴会 ④ 国民審査 ☐ ☐
- 12 毎年1月に召集される通常国会の会期は何日間と定められているか？
① 90日間 ② 150日間 ③ 120日間 ④ 180日間 ☐ ☐
- 13 誤判を防ぎ、公正な裁判を行うために、同一の事件について3回まで裁判を受けられる制度を何という？
① 三審制 ② 適正手続きの保障 ③ 裁判員制度 ④ 司法権の独立 ☐ ☐
- 14 国の最高法規であり、これに違反する法律や命令は効力を持たないとされる、1946年に公布された法を何という？
① 民法 ② 大日本帝国憲法 ③ 教育基本法 ④ 日本国憲法 ☐ ☐
- 15 裁判所が自ら積極的に法律を審査するのではなく、実際の裁判において具体的に争われている事件についてのみ審査を行う仕組みを何という？
① 司法消極主義 ② 憲法改正 ③ 違憲判決 ④ 付随的違憲審査制 ☐ ☐



① 隠す

赤シートで赤字を隠す。白黒なら右の列を折る

② 言う

解説を読んで、用語を口に出す

③ 印を付ける

言えたら□にチェック

問	解説	▼ここで折る	答え	言えた
1	内閣 は、行政権を担う国家機関です。		4 内閣	☐
2	内閣総理大臣の任命や最高裁判所長官の任命は、国会の指名や内閣の指名に基づき、 天皇 が行う形式的な「国事行為」として憲法に規定されています。		2 天皇	☐
3	裁判員は刑事裁判の第一審において、証拠を調べたり被告人の話を聞いたりします。		2 有罪・無罪の判断	☐
4	1月に召集される通常国会では、4月から始まる新年度に向けた 予算 案の審議が最優先で行われます。		2 予算	☐
5	下級裁判所の裁判官は、最高裁判所が作成した名簿に基づいて、 内閣 が任命します。		3 内閣	☐
6	通常国会は原則として150日間ですが、議論が長引く場合は一度だけ「 会期の延長 」が認められています。		3 会期の延長	☐
7	内閣総理大臣 は、国会議員の中から国会の指名を受けて天皇に任命されます。		4 内閣総理大臣	☐
8	国会が衆議院と参議院の二つの議院から構成される制度です。		2 二院制	☐
9	地方裁判所 で行われる特定の重大な刑事事件において、くじで選ばれた裁判員が裁判官と共に審理に参加します。		4 地方裁判所	☐
10	閣議 は内閣の意思決定の場であり、内閣総理大臣が主宰します。		1 閣議	☐
11	衆議院議員総選挙の際、あわせて行われます。		4 国民審査	☐
12	会期は 150日間 と定められており、この期間内に国家の重要事項を決定します。		2 150日間	☐
13	日本は第一審、控訴審、上告審という3段階の審級制をとっています。		1 三審制	☐
14	日本国憲法 は、日本のすべての法律や命令、行政の決定よりも高い位にある「最高法規」です。		4 日本国憲法	☐
15	裁判所が特定の法律だけを切り出して審査するのではなく、具体的な裁判事件の解決に必要なときに、その事件に関連する法律が憲法に違反しているかを審査します。これを 付随的違憲審査制 と呼びます。		4 付随的違憲審査制	☐

言えなかった用語ノート